企業組合ワーコレ・キャリー定款

第1章　総則

（目的）

第1条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行い、もって組合員の

　　　　経済的地位の向上を図る事を目的とする。

（事業）

第2条　本組合員は、次の事業を行う。

　　（１）一般貨物自動車運送事業

　　（２）食品・物品等の販売事業

　　（３）前各号の事業に付帯する事業

（名称）

第３条　本組合は、企業組合ワーコレ・キャリーと称する。

（事業所の所在地）

第４条　本組合は、事務所を横浜市に置く。

（広告の方法）

第５条　本組合の広告は、本組合の掲示場に掲示してする。

（規約）

第６条　この定款で定めるものの他、必要な事項は、規約で定める。

第２章　組合員

（組合員の資格）

第７条　本組合員の組合員たる資格を有する者は、神奈川県に居住し本組合の目的に賛同し、

　　　　その事業に積極的に参加する意欲を有する個人とする。

（加入）

第８条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て組合に加入することが出来る。

２　本組合員は、加入の申込みがあった時は、総会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第９条　前条第２項の承諾を得た者は、遅滞無く、その引き受けようとする出資の全額の払込

　　　　みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合

　　　　は、この限りではない。

（相続加入）

第１０条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の１人が相続開始後３０日以内に加入の申し出をしたときは、前２条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

２　前項の規定により加入の申し出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第１１条　組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することが出来る。

２　前項の通知は、事業年度の末日の９０日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除名）

第１２条　本組合員は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合員はその総会の会日の１０日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

　　（１）　出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員

　　（２）　総会で承認を得ないで、自己または第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員

　　（３）　本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員

　　（４）　本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

　　（５）　犯罪その他、信用を失う行為をした組合員

（脱退者の持分の払い戻し）

第１３条　組合員が脱退した時は、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総

　　　　　額より減少した時は、当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度

　　　　　として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（出資口数の減少）

第１４条　組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりにおいてその出

　　　　　資口数の減少を請求することができる。

２　本組合は、前項の請求があった時は、総会において、その諾否を決する。

３　出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

第３章　出資および持分

（出資１口の金額）

第１５条　出資１口の金額は、１０，０００円とする。

（出資の払い込み）

第１６条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第１７条　本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来し

　　　　　た日の翌日から履行の日まで年利６％の割合で延滞金を徴収することができる。

（持分）

第１８条　組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２　持分の算定に当たっては、１００円未満の端数は切り捨てるものとする。

第４章　役員、顧問及び職員

（役員の定数）

第１９条　役員の定数は、次のとおりとする。

　（１）理事　　　　７人以上１２人以内

　（２）監事　　　　１人または２人

（役員の任期）

第２０条　役員の任期は、次のとおりとする。

　（１）理事　　　　２年又は就任後において開催される第２回目の通常総会の終結時までの

　　　　　　　　　　いずれか短い期間

　（２）監事　　　　２年又は就任後に開催される第２回目の通常総会の終結時までのいずれ

　　　　　　　　　　か短い期間

２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員任期は、現任者の残任

　　期間とする。

３　理事または監事全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、

　　第１項に規定する任期とする。

４　任期満了または辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監

　　事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するま

　　でなお役員としての職務を行う。

（員外監事）

第２１条　監事のうち、組合員でない者は１人を超える事ができない。

（理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務）

第２２条　理事のうち１人を理事長、２人を専務理事、１人を常務理事とし、理事会において

　　　　　選任する。

２　理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３　専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長が事故または欠員の時はあらかじめ理事会において定めた順位に従い、その職務を代理し、又は代行する。

４　常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本組合の業務を執行し、理事及び専務理事が

　　ともに事故又は欠員の時はその職務を代理し、または代行する。

５　理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のう

　　ちからその代理又は代行者１人を定める。

（監事の職務）

第２３条　監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは書類の謄写をし、又は理事

　　　　　及び事務局に対して会計に関する報告を求めることができる。

２　監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査

　　することができる。

（役員の忠実義務）

第２４条　理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のた

　　　　　め忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第２５条　役員は総会において選挙する。

２　役員の選挙は、連記式無記名投票によっておこなう。

３　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで当選

　　人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

４　第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の

　　方法によって行うことができる。

５　指名推薦の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会におい

　　て選任された選考委員が行う。

６　選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会

　　にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（役員の報酬）

第２６条　役員に対する報酬は、総会において定める。

（顧問）

第２７条　本組合に顧問をおくことができる。

２　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

（参事及び会計主任）

第２８条　本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

２　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

（職員）

第２９条　本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第５章　総会および理事会

（総会の招集）

第３０条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は、毎事業年度終了後２月内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事

　　会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続き）

第３１条　総会の招集は、会日の１０日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びそ

　　　　　の内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第３２条　組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人

　　　　　をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でな

　　　　　ければ代理人となることができない。

２　代理人が代理することができる組合員の数は１人とする。

（総会の議事）

第３３条　総会の議事は、中小企業等協同組合法に特別な定めがある場合を除き、総組合員の

　　　　　半数以上が出席し、その議決権の過半数で議決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会の議長）

第３４条　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員の中から選任する。

（緊急議案）

第３５条　総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使

　　　　　する者を除く。）の３分の２以上の同意を得た時に限り、第３１条の規定によりあ

　　　　　らかじめ通知のあった事項についても議案することができる。

（総会の議事録）

第３６条　総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

２　前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

　（１）　招集年月日

　（２）　開催の日時及び場所

　（３）　組合員数及びその出席者数

　（４）　議事の経過の要領

　（５）　議案別の決議の結果（可否、否決の別及び賛否の議決件数）

（理事会の招集）

第３７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が事故又は欠員の時は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、専務理事が、

　　理事長及び専務理事がともに事故又は欠員の時は、常務理事が、理事長、専務理事及び常

　　務理事が事故又は欠員の時は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が

　　招集する。

３　前２項の規定にかかわらず、理事は必要があると認める時は何時でも、理事長に対し、会

　　議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべき事を請求することがで

　　きる。

４　前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から５日以内に、その請求の日より２週間

　　以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集す

　　ることができる。

（理事会招集の手続き）

第３８条　理事会の招集は、会日の７日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものと

　　　　　する。ただし、理事全員の同意がある時は、招集の手続きを省略することができる。

（理事会の議事）

第３９条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面決議）

第４０条　理事は、やむを得ない理由がある時は、あらかじめ通知のあった事項について書面

　　　　　により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議長及び議事録）

第４１条　理事会においては、理事長がその議長となる。

２　理事会の議事録については、第３６条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合にお

　　いて、同条第２項５号中「（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏

　　名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

第６章　賛助会員

（賛助会員）

第４２条　本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする

　　　　　者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において法に定め

　　　　　る組合員には該当しないものとする。

２　賛助会員について必要な事項は規約で定める。

第７章　会計

（事業年度）

第４３条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第４４条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（た

　　　　　だし前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第４５条に

　　　　　おいて同じ。）の１０分の１以上の法定利益準備金として積み立てるものとする。

２　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（資本準備金）

第４５条　本組合は、減資差益（第１３条第１項のただし書きの規定によって払い戻しをしな

　　　　　い金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第４６条　本組合は、毎事業年度の利益剰余金の１０分の１以上を特別積立金として積み立て

　　　　　るものとする。

２　前項の積立金は損失のてん補に充てるものとする。ただし出資総額に相当する金額を超え

　　る部分については、損失がない場合に限り、総会の決議により損失のてん補以外の支出に

　　充てることができる。

（配当又は繰り越し）

第４７条　毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した

　　　　　金額）に前期の繰り越し利益又は繰り越し損益を加減したものから、第４３条の規

　　　　　定による法定利益準備金、前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余がある

　　　　　時は、総会の決議によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものと

　　　　　する。

（配当の方法）

第４８条　前条の配当は、次の順序にしたがい、総会の決議を経て行う。

　（１）　１割を超えない範囲内において出資額に応じてするもの

　（２）　組合員が組合の事業に従事した程度に応じてするもの

２　配当金の計算については、第１８条第２項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第４９条　損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってする

　　　　　ものとする。

（職員退職給与の引当）

第５０条　本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、職員給与規定に基づき退

　　　　　職給与引当金を引き当てるものとする。

　　この定款は１９９８年３月５日から施行する。

　　１９９８年２月１４日創立

　　１９９８年３月５日認可

　　２００４年５月１６日改定